

# コーポレート・ガバナンス報告書

2022年3月18日

株式会社 manaby

代表取締役社長 岡崎 衛

問合せ先： 取締役 CFO 河治 悅一

(03)-6262-7988

U R L <https://manaby.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡崎 衛	860,000	54.74
株式会社ユニークアイ	350,000	22.27
ユニマック株式会社	100,000	6.36
株式会社としづみ	96,000	6.11
株式会社 SEKAISHA	32,000	2.03
菊地 元太	30,000	1.91
齋 善晴	17,500	1.11
坂本 真一郎	13,000	0.82
若新 雄純	12,500	0.79
奥洲物産運輸株式会社	10,000	0.63

支配株主名	岡崎 衛
-------	------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

### 補足説明

株式会社ユニークアイは当社代表取締役社長である岡崎衛の資産管理会社です。

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中俣 博之	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明		選任の理由
中俣 博之	○			当社と利害関係のない中立的な立場にあり、障害福祉サービス企業やスタートアップ企業に関わってこられた長年の経験と高い見識を有しておられ、当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただきたく、社外取締役として招聘しております。

#### 【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	1名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大手社ではないため会計監査人は設置しておりませんが、監査法人コスモスとの間で「特定上
---

場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査契約を締結しております、随時、監査法人や監査実施状況に関する協議・連携を設けております。

また、当社では、現在までのところ独立した内部監査部門を設置しておりませんが、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。なお、当社は2022年4月より、独立した内部監査室を設置する予定です。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
神先 孝裕	税理士												△

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明		選任の理由
神先 孝裕	○	税理士業を行う法人を経営しており、2016年7月から2020年7月までの間、当社税務顧問として契約していましたが、現在は契約を終了		税理士としての長年の経験や専門的知識を有し、経営者としても豊富な経験と幅広い知見を有している事から、幅広い知見に基づく助

		し、同氏及び同法人と当社との間に取引関係はございません。	言・牽制を期待して、□社外監査役として招聘しております。
--	--	------------------------------	------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2021年1月27日開催の臨時株主総会での承認に基づき、当社取締役に対する報酬等として、2021年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、当社の取締役を対象とし、ストックオプション制度を導入しております。これは取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役会での審議を経て承認されたものです。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役に対し、新株予約権を付与するものです。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。
-------------------------------------

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、経営管理部が取締役会付議案件を面談ないし書面にて事前に説明
---

すると共に、重要な業務執行について都度報告を行う等、社外取締役の監督機能が有効になるようサポート体制を整えています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役（うち社外取締役1名）で構成されております。

当社取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

### (2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

### (3) 会計監査

当社は、監査法人コスマスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2021年3月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### (4) 内部監査

当社の内部監査は、第5期事業年度及び第6期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）においては、経営管理部が主管部署として、業務を監査しております。つぎに経営管理部の監査は、就労支援事業部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。なお、当社は、2022年3月より内部監査室を設置しており、第7期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）においては、独立した内部監査室により、各部門に対する監査業務を行う予定です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えています。

### III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

補足説明	
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明	
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	取締役 CFO 及び経営管理部にて対応しております。

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません。

### IV. 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

#### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

##### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

##### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応規程」を定め、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

## V. その他

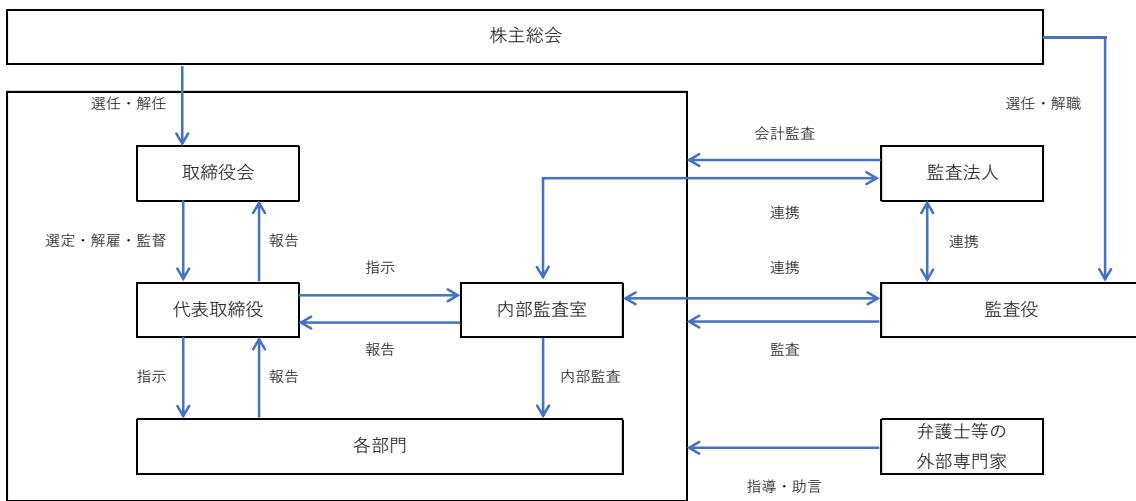
### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

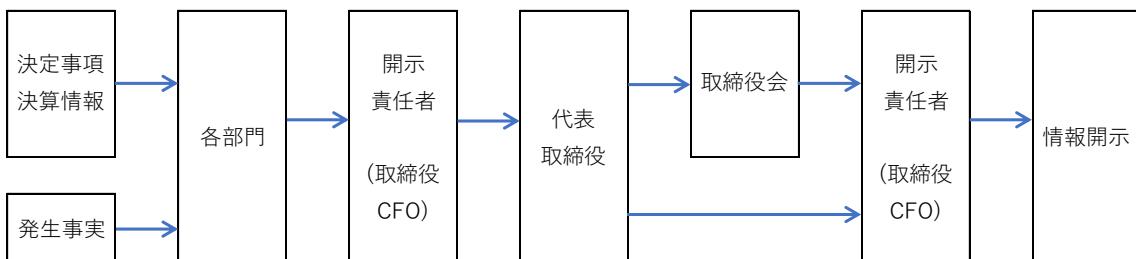
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図及び適時開示体制の概要は、次のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の概要】



以上